

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会
取引問題小委員会 説明資料

自主行動計画フォローアップ調査

令和5年3月17日

一般社団法人 日本自動車部品工業会

1. 取引適正化の取り組み
2. フォローアップ調査結果概要
3. フォローアップ調査結果と分析
4. パートナーシップ宣言
5. 今後の取り組み

1. 取引適正化の取組み

① 新たな取組みの立ち上げ

- ・ 自動車部品産業を含む自動車産業は、価格転嫁の取組みが遅れている産業として、厳しい指摘、要請を受けている。
 - ✓ 政府の「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、昨年2月、当会が属する「輸送用機器製造業」が、「価格転嫁調査重点業界」に選定
 - ✓ 更に、下請法違反行為が多く認められるとして、「法順守状況の自主点検の対象業種」に選定
 - ✓ 中企庁の3月、9月価格交渉促進月間の結果でも、厳しい評価
- ・ 部工会では、この状況を真摯に受け止め、取引の適正化を更に進めていくことが重要と強く認識、新たに「襟を正す」活動を開始、「自主行動計画」にもその内容を反映。

【取引適正化タスクフォースの発足】

- ・ 原材料費・エネルギー費・物流費の高騰など、従来の取り決め、ルールだけでは対応しきれない有事との認識の下、2022年9月に「取引適正化タスクフォース」を発足させ、先ずは自らが発注側の立場で適正取引を実現するべく、「襟を正す」活動の取組みをスタート。2022年10月の「自主行動計画」の改定で会員企業の更なる取組を要請すると共に、「襟を正す活動」として、仕入先に対する「能動的取組み」、更にそれを後押しする「社内での取組み」を事例と共に発信。（次頁ご参照）加えて、2023年2月に更なる取組事例を会員各社に展開。
- ・ また、2022年12月から、サプライチェーン全体での価格転嫁の促進、定着化に向け、経産省・自工会との連携活動を開始。

1. 取引適正化の取組み

部工会のHPより

「襟を正す」活動 会員企業への活動へのご理解・ご協力のお願い

茅本副会長・総務委員長ビデオメッセージより



部工会における取引適正の更なる強化に向けて
—「襟を正す」活動へのご理解、ご協力のお願い—

日本自動車部品工業会では、令和4年10月27日の理事会において、「部工会における取引適正化の更なる強化に向けて、「襟を正す」活動に取り組んでいくことを決定いたしました。

茅本副会長を代表して、取引適正化の取組みを提唱しています総務委員長 茅本副会長より、会員企業の皆様へ本活動へのご理解、ご協力をいただきたく、ビデオメッセージを配信いたします。



「襟を正す」活動の柱は、発注側として、価格転嫁への「能動的取組み」とそれを後押しする「社内の取組み」。

中小企業の困り事	発注側として「襟を正す」(部工会TFメンバー会社での有事の実践事例)	
	能動的な取組み	後押しする社内の取組み
相談し易い場が欲しい ・価格決定以前に日々の資金繰りが厳しい ・減産による影響で潰れかねない	経営の苦しい会社への個別支援 ・担当者をつけ「日繰り表」を仕入先と共有 ・「経営困り事相談室」を設け調達部門を経由せず、経営トップが仕入先の相談に応える ・自達→有償支給化、相殺処理の提案	①風土・マインド醸成 ・“値上げ=悪”→“適正な価格転嫁=持続的成長”のメッセージを全社・全部門に周知発信 ・仕入先からの値上要求と妥結状況の見える化(個人や調達部門だけに抱え込ませない)
交渉機会が限定的 ・定期改定では資材高騰のスピードに間に合わない ・材料高騰を転嫁できても値下げが上乘せされる	有事と捉えた対策を講じる ・改定頻度やWeb相談の機会を増やす ・精算タイミング・方法を変える(遡及精算・仮精算) ・起点を決める(エネ費の例:シェールガス革命後からコロナによる急騰までの安定時期として5年平均、など) ・支払い条件の現金化・早期化	②コンフリクトを起こさない社内体制 ・機能を跨いだ全社プロジェクトとして取組み、共通の課題・目標に機能横断で対応 ・機能ごとの責任分担の明確化 -調達:仕入先の申入は全て聞き経理に渡す -営業:お客様の転嫁状況が見える化 -経理:損益影響把握と全社活動指針の策定
エビデンス収集、算出 ・客観的市況や詳細理由が把握できない ・エネ費、物流費は単価反映が難しい	基準や考え方の相談にのる、提案する ・類似する市況で代用(電力会社やガス会社の出典データなど) ・工場単位のエネ費を出荷数量や売上比率で製品単価に按分	③ガバナンスの仕組み ・内部監査に取引適正化を織り込む ・社外ホットラインの設置

1. 取引適正化の取組み

②従来の取組みの更なる強化

- ・ 2022年6月に中企庁に講師を依頼し、会員企業向け「取引適正化勉強会（中企庁の立入りから学ぶ）」をWebで開催し、取引適正化の更なる取組みを依頼。
- ・ 2022年9月に自工会と経産省と3者で「型取引適正化の情報連絡会」をWebで開催し、弊会の型取引適正化対応WGから、会員企業の適正化対応活動の取り組みや今後の活動の方向性を説明、3者での継続協議を相互に確認。
- ・ 2022年10月に部工会の「自主行動計画」を改訂。 会員企業に周知し活動を要請。
⇒ 本年度の自主行動計画の改訂のポイントは2点。
 - ✓ 従来の「振興基準」等の改正を反映するのみではなく、「襟を正す」活動の主旨を織り込み、また、対象を従来の「下請法対象の仕入先」に限定しないよう、基本的に“仕入先”へと表記を変更。
 - ✓ 適正取引化は、サプライチェーン全体で進めるべき、との意思を明確化するために、自主行動計画の冒頭で「I. サプライチェーン全体としての取組み」に言及。
- ・ 2022年11月に「自主行動計画」のフォローアップ（FU）調査を会員企業に実施し、会員企業の活動状況を把握して更なる対応に向けての情報を収集。
- ・ 2022年12月に自工会と共催で、調達部門等の関係者の知識の向上を図る為、「自動車産業適正取引ガイドライン・下請法セミナー」を会員企業向けにWebで開催。
- ・ 2023年3月に中企庁に講師を依頼し「取引適正化への具体的な対応説明会」を会員企業向けに開催し、併せて、部工会からのFU調査結果報告も行き、会員企業に更なる取組みを依頼。

2. フォローアップ調査結果概要

- ・調査期間： 2022年10月31日～11月15日
- ・調査企業： 日本自動車部品工業会の正会員

	昨年	今回
調査企業数	361	378
回答企業数	198	217
回答率	55%	57%

※ 昨年と今回では回答企業の出入りが有り、単純比較は出来ません。

※ 回答の7割は大企業会員。

- ・特記事項：今回は中企庁の調査事項ご指示が、価格決定方法と支払条件に関しては対象が「（単なる）仕入先・販売先」から変更になっており、
発注（調達）側は、**取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先**、
受注（営業）側は、**取引金額の最も大きい販売先**を念頭とした調査を実施。

【概要】

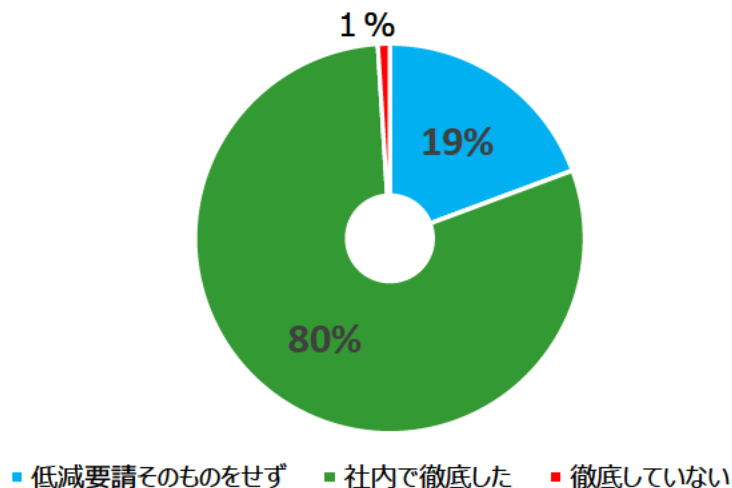
- ・**価格決定方法の適正化**では、「明示的な価格協議」を一層浸透させると共に、「価格転嫁」についても、まだ道半ばであり、サプライチェーン全体での取組みを推し進めていく。
- ・**支払い条件の改善**は、発注側の全額現金支払が半数に留まっており、手形等の支払サイトの90日越えも半数近くに上っている。会員企業に対する働きかけを、より強めていく。
- ・**型取引の適正化**では、型廃棄は一定の改善が見られるが、特に受注側の保管費用負担に関しては顧客との協議未実施が半数に上っている為、顧客との協議を促進していく。

3. フォローアップ調査結果と分析

重点課題 1. 価格決定方法の適正化

※不合理な価格低減とは、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く価格低減

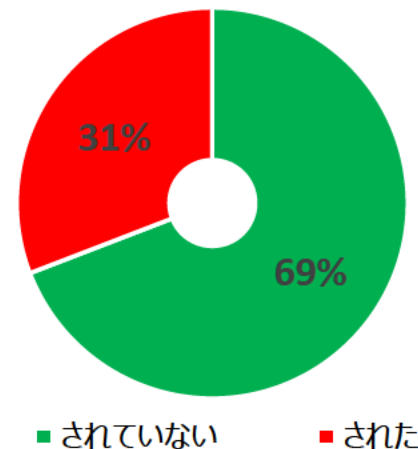
不合理な価格低減要請をしない（発注・調達側）



※有効回答数216社（無回答1社）

対象：取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先

不合理な価格低減要請をされたか（受注・営業側）



※有効回答数214社（無回答3社）

対象：取引金額の最も大きい販売先

◆ 現状の課題

受注側は、顧客から不合理な要請を受けたとするケースが約3割あり、協議方法に課題が残っている。

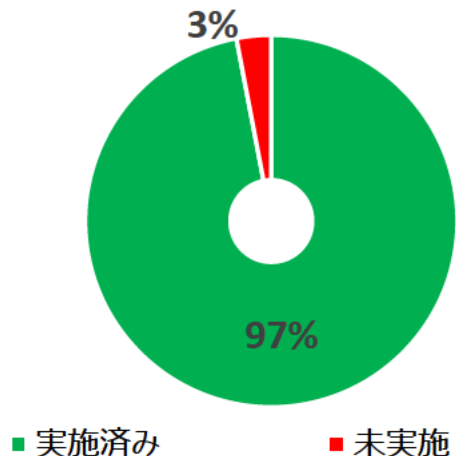
◆ 今後の取り組み

発注側としての「明示的な価格協議」の浸透策の展開等、サプライチェーン全体での改善に向け、経産省・自工会との連携も含め、活動を強化していく。

3. フォローアップ調査結果と分析

重点課題1. 価格決定方法の適正化

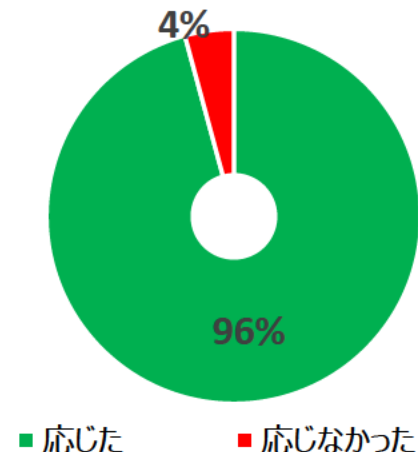
仕入先理解をえられる十分な協議（発注・調達側）



※有効回答数216社（無回答1社）

対象：取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先

顧客は協議に応じたか（受注・営業側）



※有効回答数213社（無回答4社）

対象：取引金額の最も大きい販売先

◆ 現状の課題

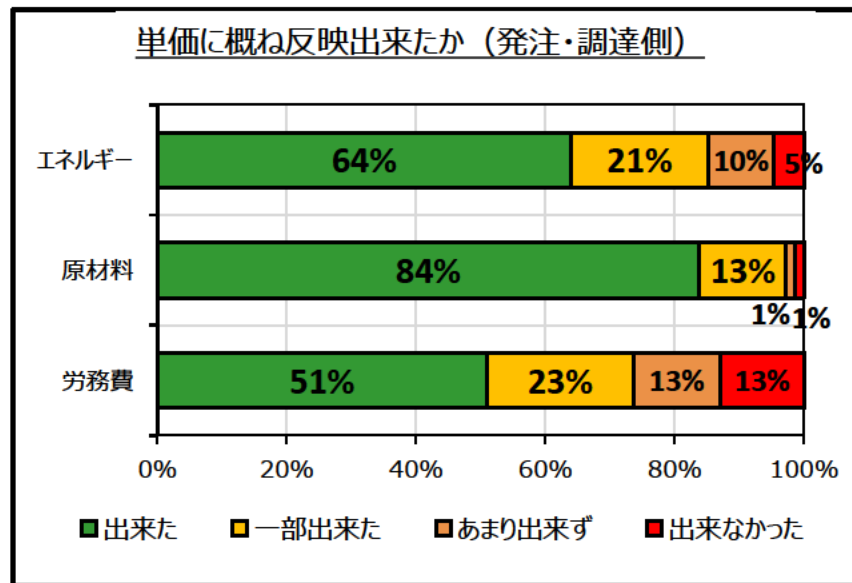
概ね十分な協議が実施されているが、一部に不十分な場合もある。

◆ 今後の取り組み

発注側としての「明示的な価格協議」の浸透策の展開等、サプライチェーン全体での改善に向け、経産省・自工会との連携も含め、活動を強化していく。

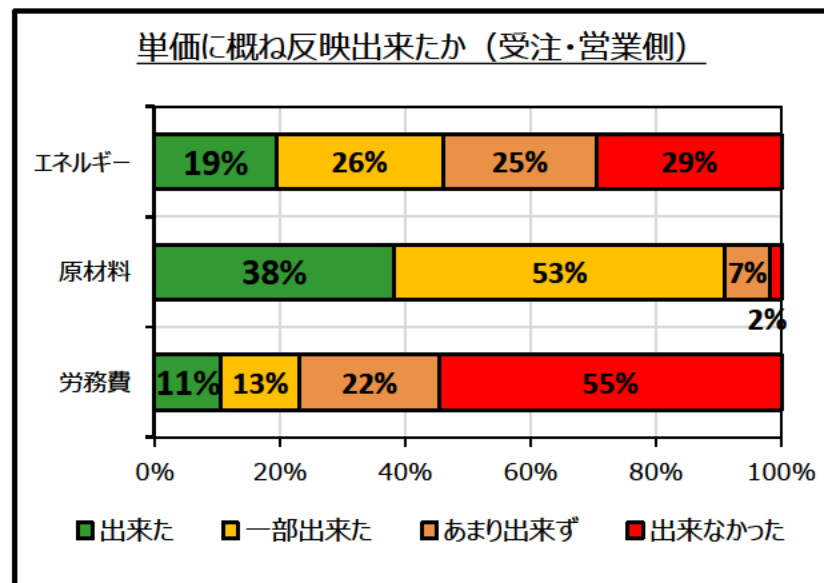
3. フォローアップ調査結果と分析

重点課題1. 価格決定方法の適正化



※有効回答数216社（無回答1社）

対象：取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先



※有効回答数は上から順に211,212,207社（無回答6,5,10社）

対象：取引金額の最も大きい販売先

◆ 現状の課題

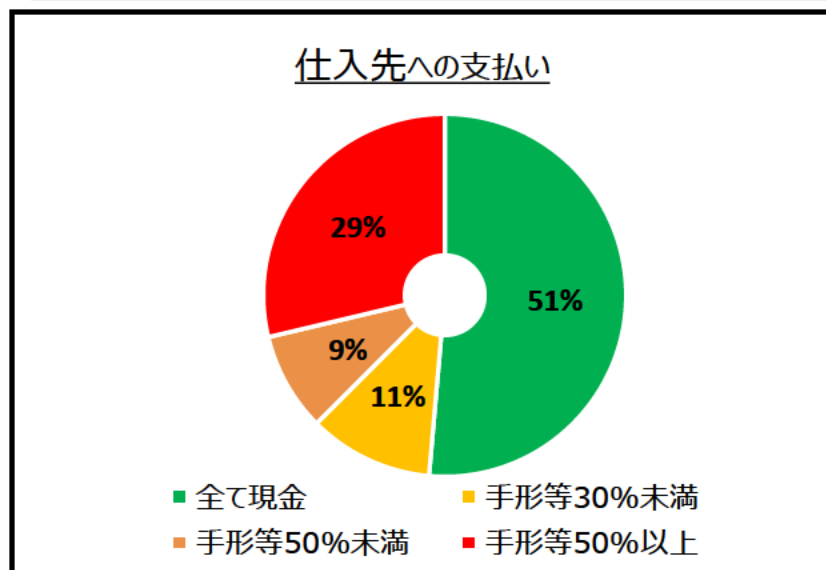
下請法対象仕入先からの要請には凡そ応えている一方で、受注側として、原材料は価格反映が進行しつつあるものの、エネルギー費等の価格反映は十分に進んでいない。

◆ 今後の取り組み

関連費目のコストインデックスや価格転嫁の取組み事例の共有等、経産省や自工会との連携も含め、サプライチェーン全体での価格転嫁の一層の促進を図っていく。

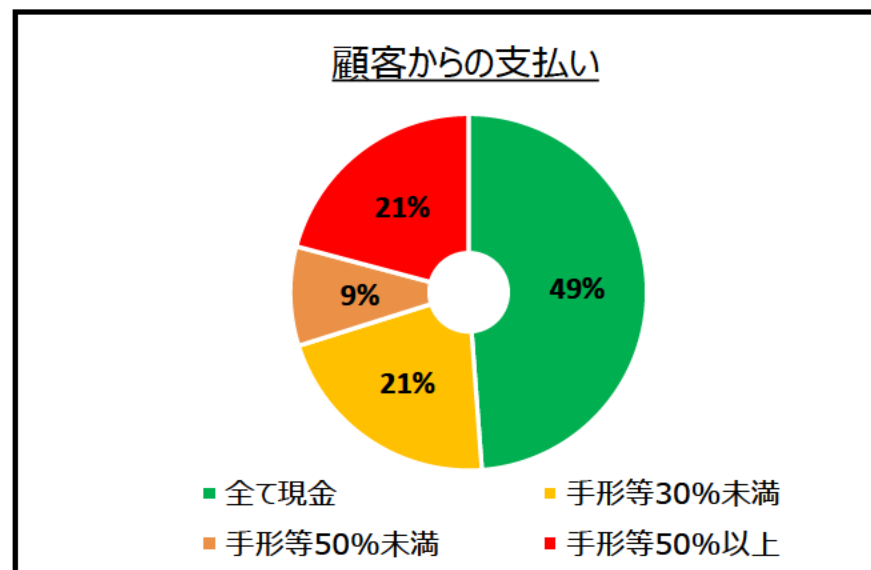
3. フォローアップ調査結果と分析

重点課題2. 支払い条件の改善



※有効回答数216社（無回答1社）

対象：取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先



※有効回答数211社（無回答6社）

対象：取引金額の最も大きい販売先

◆ 現状の課題

- ・下請法対象企業に対しては「できるだけ現金で支払う」要請がある中、実践しているケースは約半数に留まる。
- ・受注側でも現金支払いは半数程度であり、資金の流れの制約になっている可能性がある。

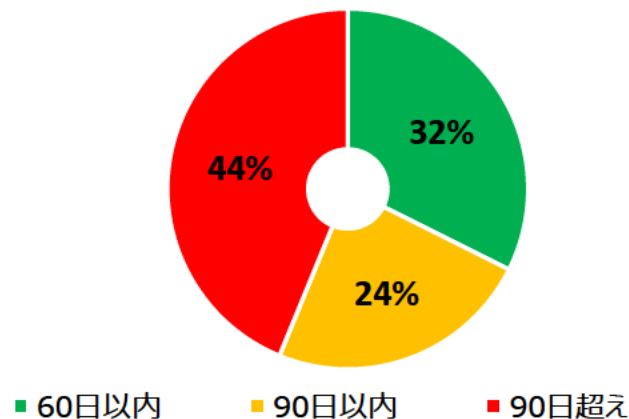
◆ 今後の取り組み

特に下請法対象仕入先への支払いの現金化比率の向上を、会員企業へ強く呼び掛けていくと共に、経産省や自工会とも協議し、受注側の改善も並行して進める。

3. フォローアップ調査結果と分析

重点課題2. 支払い条件の改善

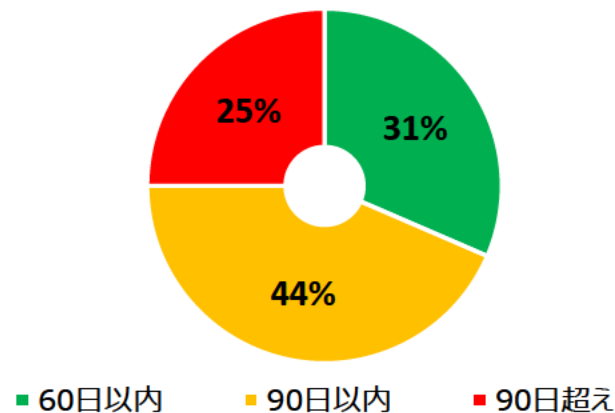
仕入先への手形等の支払いサイト（発注・調達側）



※有効回答数105社（誤回答なし）

対象：取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先

顧客からの手形等の支払いサイト（受注・営業側）



※有効回答数108社（誤記2社を除外済み）

対象：取引金額の最も大きい販売先

◆ 現状の課題

下請法対象仕入先への支払いサイトについて、振興基準では60日以内とする様に努める事になっているが、現状は1/3程度に留まっており、また、90日超も半数近くに上る。

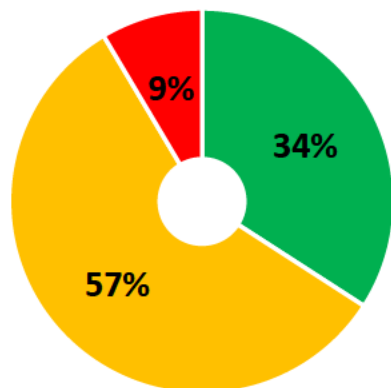
◆ 今後の取り組み

支払いサイトの60日以内は、2024年に向けて直前に迫った目標であり、特に下請法対象の仕入先への支払いサイトの短縮化を会員の企業規模に関わらず働きかける。

3. フォローアップ調査結果と分析

重点課題3. 型取引の適正化

型廃棄・返却の推進（発注・調達側）

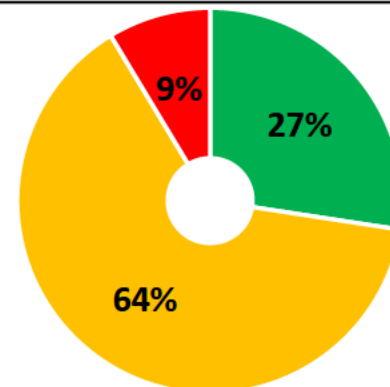


■ 廃棄増加 ■ 昨年同程度 ■ 減少

※有効回答数211社（無回答6社）

対象：取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先

型廃棄・返却の推進（受注・営業側）



■ 廃棄増加 ■ 昨年同程度 ■ 減少

※有効回答数197社（対象無しと無回答20社）

対象：取引金額の最も大きい販売先

◆ 現状の課題

型廃棄について短期での改善活動が進む中、更なる改善にはより大きな課題解決が必要となり、結果的に昨年と同程度の廃棄状況となっている、と見受けられる。

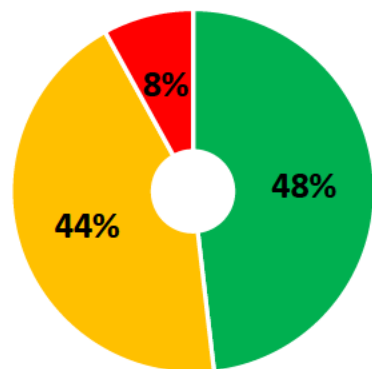
◆ 今後の取り組み

自動車産業の構造的課題の一つであり、型取引適正化対応WG等を通じて、仕入先、会員企業、顧客の連携した取り組みを促進するよう、粘り強く取り組む。
自工会と経産省との会合も継続し、将来に備えた課題を提起し、改善策を講じていく。

3. フォローアップ調査結果と分析

重点課題3. 型取引の適正化

型保管費の発注側負担（発注・調達側）

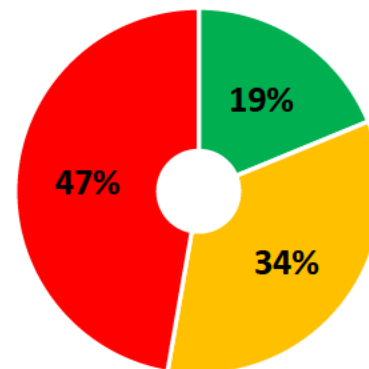


■ 実施済み ■ 一部実施 ■ 未実施

※有効回答数162社（対象無しと無回答55社）

対象：取引金額の最も大きい下請法対象の仕入先

型保管費の発注側負担（受注・営業側）



■ 実施済み ■ 一部実施 ■ 未実施

※有効回答数165社（対象無しと無回答52社）

対象：取引金額の最も大きい販売先

◆ 現状の課題

不動型の保管費の発注側負担実施済み企業は、発注側で約半数、受注側で約2割の状況。下請法対象企業への対応が強く求められており、発注側が先行しているが、サプライチェーン全体での適正な負担が必要。

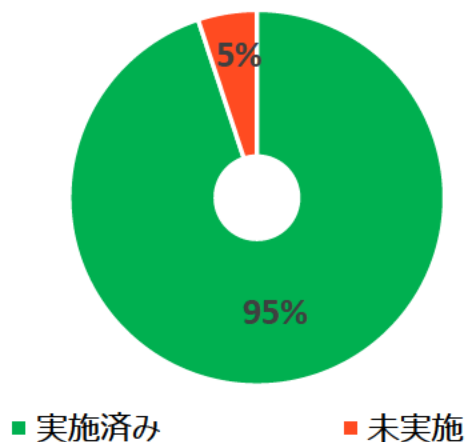
◆ 今後の取り組み

不動型の廃棄促進の活動とともに、不動型の保管費の適正負担についても、自工会や経産省との会合を通じ、課題の共有や改善の取り組みについて協議していく。

3. フォローアップ調査結果と分析

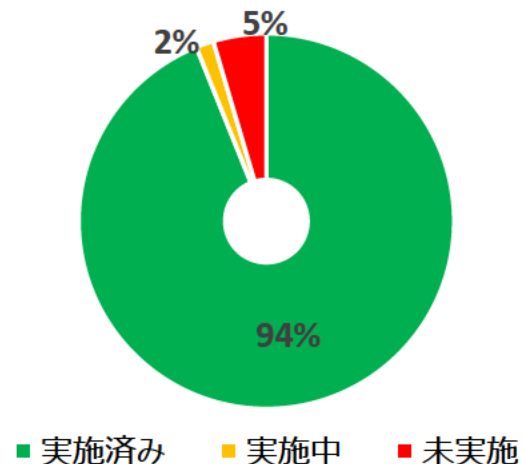
重点課題4. 知的財産等への対応

知的財産等への取組（発注・調達側）



※有効回答数118社（対象無し回答99社）

自己知財等の管理保護（受注・営業側）



※有効回答数197社（対象無し回答20社）

◆ 現状の課題

受発注双方で概ね適正な対応となっているが、一部に不十分なケースもあり。

◆ 今後の取り組み

振興基準、自動車産業適正取引ガイドライン、自主行動計画の周知に努め、不適切な取引を行わない様に呼び掛けを継続する。

4. パートナーシップ構築宣言への取り組み

【取り組み状況】（2023年1月時点、正会員＋準会員）

- ・ 会員企業数：434社
- ・ 公表企業数：88社
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：20% ※昨年同時期は7%

【今後の取り組み】

- ・ 理事会や主要委員会等で「パートナーシップ構築宣言」の説明を継続して実施し、会員企業への周知活動を強化する。
- ・ 「パートナーシップ構築宣言」を未公表の会員企業には、未公表の理由・課題等を確認したうえで、課題解決に向けた取り組みを支援していく。

5. 今後の取り組み

【全体】

- ・ 自動車業界のサプライチェーンの中流に位置する団体であることを強く認識し、受発注両面で、自工会、素形材団体等との関係する他団体との連携強化に努める。
また、連携強化に当たっては、これまで以上に経産省との連携を密にする。
- ・ 先ずは、発注者としての「襟を正す」活動に引き続き取り組み、自動車部品産業に対する見方、評価の向上に努めながら、自工会とも同じ発注者の立場でサプライチェーン全体で取り組む必要性、重要性を共有する。結果として、各種費用のこれまでにない大幅な上昇により、過去の価格交渉の内容や方法では対処しきれない状況に置かれている会員企業にとって、価格転嫁の協議を円滑化する支援につなげる。
- ・ 「襟を正す」活動としては、引き続き「能動的な」「自律的な」対応を会員企業に要請、その実効性向上、実務担当者に至るまでの徹底を図る為、好事例の展開など様々な情報発信を充実させていく。

5. 今後の取り組み

【価格決定方法】

- ・ 振興基準に沿って、会員企業が仕入先や顧客と客観的な経済合理性のある協議が十分にできる様、遵法に留意しつつ、ベースとなる一般的なコストインデックスや価格転嫁の取組み事例等、経産省や自工会とも連携し、実践的な情報発信に努める。

【支払い条件の改善】

- ・ 下請法対象仕入先への支払いに関して、できる限り現金での支払いを目指し、かつ2024年以降に予定されている下請法の運用見直しに備え、「手形等の支払いサイトの60日以内化」の促進に努める。また、全ての取引の支払いについて、「2026年の約束手形利用廃止」に向け、その促進に努める。 これらを「自主行動計画フォローアップ調査」結果の報告会等を通じて、会員に周知すると共に、サプライチェーン全体での改善に向け、経産省や自工会とも連携していく。

【型管理】

- ・ 不動型の廃却促進活動に加えて、不動型の保管費の適正負担についても、自工会と経産省との型取引適正化会合での協議を継続、強化していく。
- ・ 型取引適正化対応の会員企業向け説明会を開催し、好事例の横展開や進捗に滞りの有る事項の推進を促す事により、会員企業の活動を底上げしていく。

以上